

被告が代表者となった（乙10）。

本件ツイッターは平成24年1月ころに、本件ツイログは同年4月ころに、本件ブログは平成24年8月に、本件連絡会の活動の報告や情報を発信するために、本件連絡会名義でそれぞれ開設され、被告が、本件ツイッター等を管理して、本件各書込やその他の書込を行っていた。本件ツイッターや本件ツイログ上には本件ブログのURLも記載されている（甲4、5、乙10）。

(2) 本件書込①～④の掲載の前提となる水質検査の経緯、結果等

ア 本件連絡会は、佐久市周辺の廃棄物処分場に搬入される汚泥焼却灰に含まれる放射線の制限や受入れ焼却灰の総量についての勉強会、行政に対する交渉・請願を行っていた。本件連絡会は、平成23年12月ころ、本件各処分場周辺の水が汚染されているのではないかとの情報に接したことから、本件各処分場の周辺の電気伝導度の測定を行った。被告は、その測定結果について、複数の場所で、電気伝導度（電気伝導率）が高い値を示していると感じ、本件各処分場そのものについても監視する必要性を感じた。

イ 本件連絡会は、平成24年5月29日、第2処分場の周辺の水を調査し電気伝導度を測定した結果、 480 m s/m との値を示した場所があったことから、長野県廃棄物監視指導課及び小諸市議会議長に対し、本件各処分場周辺の水質検査を要請した。長野県は、上記要請を受けて、同年6月及び7月の2回にわたり、第2処分場内の水質検査を実施した。その結果、同年6月の検査では地下排水集水枡から鉛やフッ素やホウ素なども検出され、一部の場所で鉛及びフッ素は水質環境基準（鉛は 0.01mg 以下、フッ素は 0.8mg 以下）を上回るものであった。

被告は、電気伝導度や塩化物イオンの値が異常な高値であると感じ、

引き続き調査することにして、平成24年7月、公文書公開請求により、長野県から本件各処分場について行われた平成8年から平成23年までの間の検査結果を記載した公文書を入手した（乙19）。

ウ 被告は、上記各検査結果から、第2処分場からの保有水の漏洩を疑い、長野県に対し、平成24年11月に行われた本件連絡会、長野県及び小諸市と意見交換の際、臭素イオン及び有機フッ素化合物も検査項目に加えて検査を実施するように要望した。長野県は、同年12月19日、第2処分場の浸出水、検水井（2か所）、井戸（2か所）、地下水及びその他周辺部分の池や湧水等の検査を行った。

その結果、第2処分場の2か所の検水井のうちNo.2の検水井の電気伝導度は520ms/m、塩化物イオン濃度は1400mg/lを示し、最も値の低いNo.1の検水井においても、電気伝導度は98ms/m、塩化物イオン濃度は160mg/lであった。

また、浸出水からは、塩化物イオンが6万5000mg/l、臭素イオンが400mg/l検出され、両イオンの割合は162.5:1（=65000[塩化物イオン]÷400[臭素イオン]）であり、その他の地点の臭素イオンと塩化物イオンとの比率は、臭素イオン1に対し塩化物イオン147.36～200（計算式上記と同じ）であった。（乙31）

エ 長野県が平成8年から平成23年までの間実施してきた検査結果（乙19）によれば、第2処分場の地下水の電気伝導度（単位：ms/m）及び塩化物イオン濃度（単位：mg/l）の年度ごとの推移は以下のとおりである。なお、①は第2処分場の建屋内、②は外壁外の値である。

長野県の担当者は、検査開始当初は、処理水の水質は良好であるとしていたが、平成14年に建屋内の地下水の塩化物イオンが高濃度（2900mg/l）である旨の指摘と地下水から有害物質等が依然検出されているなどの指摘を行い、その後の年度の検査でも塩化物イオンが高

濃度である、電気伝導率が高いとのコメントを続けた（乙19）。

年度	電気伝導度		塩化物イオン濃度	
平成12年	① 770	② 100	① 2920	② 219
平成13年	① 750	② 570	① 2580	② 1850
平成14年	① 870	② 240	① 2900	② 630
平成15年	① 1600	② 400	① 5900	② 1200
平成16年	① 2000	② 970	① 8800	② 3300
平成17年	① 2000	② 650	① 7100	② 2100
平成19年	① 3600	② 1100	① 12000	② 4100
平成20年	① 4400	② 920	① 16000	② 2800
平成21年	① 3000	② 400	① 7600	② 880
平成22年	① 3700	② 1500	① 14000	② 5100
平成23年	① 3600	② 800	① 12000	② 1800

オ 平成17年に第2処分場の近傍の地下水の電気伝導度及び塩化物イオン濃度の検査が行われており、電気伝導度は47ms/m、塩化物イオン濃度は25mg/lである（乙52）。

(4) 長野県は、第2処分場の水質検査の結果を踏まえて、原告に対して、アのとおりの疑義や指示等を出し、原告はこれに対して、イのとおりの対応策などを提出した。

ア 長野県の指示等

(ア) 平成19年10月5日

観測井の地下水検査項目の一部で悪化傾向が認められることから、原因調査と結果報告及び原因調査の調査計画書を作成すること（乙22）。

(イ) 平成20年1月31日

上記(ア)で水質悪化の原因が第2処分場以外にあることが明らかに